

「自然公園の魅力を活かした風評払拭強化事業（動画）」業務委託仕様書

本仕様書は、福島県が行う「自然公園の魅力を活かした風評払拭強化事業（動画）」を委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

震災から10年以上が経過し、帰還困難区域の再生を始めとする環境回復に向けた取り組みとともに、本県の自然環境や文化等の素晴らしさをより多くの方々に実感していただき、次世代へ継承するための取組を進めてきたところであるが、いまだ国内外における本県への風評は根強く、さらには処理水の処分に関する基本方針の決定により県内全域での更なる風評被害が生じる懸念がある。

本業務では、国立・国定公園を始めとする県内の自然公園の魅力を発信する動画を作成し、県内の自然公園が有する「本物の」自然・文化等の魅力を県内外はもちろん海外に対してこれまで以上に強力に発信することにより、本県への風評払拭を図ることを目的とする。

2 業務名

自然公園の魅力を活かした風評払拭強化事業（動画）

3 業務内容

国立・国定公園等の魅力的なコンテンツ（季節の景観、アクティビティ、歴史文化、食、温泉等）を題材として、以下に掲げるターゲット層及びテーマに沿った動画を作成する。

(1) 対象の自然公園

福島県域の国立・国定公園を対象とし、1本動画を作成すること。

（必要に応じて公園に隣接する周辺地域を含めることも可とする。）

(2) ターゲット層

屋外でのアクティビティを楽しむ若年層

(3) テーマ（想定）

自然公園の四季の旬を味わい、見頃を楽しむ

(4) 映像尺

動画は、Youtubeでの配信及び公共施設のビジョン等、多様なチャンネルを活用して国内外に配信することを想定し、必要に応じ最適な長さ、構成とすること。

なお、詳細なシナリオは県と協議し、承認を受けた上で決定すること。

(5) 内容・演出等

ア 作成する映像のポイントとなる場所には可能な限り現地での撮影を実施し、映像を見た人の理解を助け、興味を喚起し、現地へ足を運びたいと思わせる内容であること。

なお、時期により撮影が難しいものについては、その限りではない。

イ アクティビティの映像撮影等には、一人称視点やドローン等を活用した撮影手法を検討し、可能な限りダイナミックかつ上質な動画となるよう創意工夫すること。

ウ インフルエンサー等の情報発信力がある人材を起用し、その体験を通じて自然公園に来たくなる魅力を伝える動画を作成すること。

エ インフルエンサー等の情報発信力を活かし、SNS 等を活用した本業務にかかる情報発信や動画の広報を実施すること。

オ その他、事業効果を高める内容等があれば提案に含めること。

(6) その他仕様

ア 映像には、日本語と英語のテロップを付けるなど、分かりやすい工夫をすること。
翻訳は受託者の業務範囲とし県の確認を受けること。

イ 映像仕様はハイビジョン形式(ブルーレイ規格に基づくもの)とする。また Youtube 用については、県との協議により決定すること(ビットレート 20Mbps 程度の mp4 動画・CBR 固定ビットレートを想定)。

ウ 各施設用動画は、動画をループ化し繰り返し再生することを想定する。

エ 作成する映像コンテンツについては、映像等著作権を調整した内容とすること。

4 成果品

次の項目について成果物を提出すること。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 業務報告書(紙媒体1部と電子データ) | |
| (2) 映像のテーマごとのシナリオ・コンテナー式 | 1式 |
| (3) 配布用映像を収めたブルーレイディスク | 各5枚 |
| (4) " DVD ディスク | 各10枚 |
| (5) Youtube 用データ (mp.4 形式を想定) | 1式 |

5 成果品の提出先

福島県福島市杉妻町2番16号
福島県生活環境部自然保護課

6 履行期間

契約締結の日から令和5年2月28日(火)まで

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ア 着手届(様式1)
 - イ 統括責任者通知書(様式任意)

- ウ 実施工程表（様式任意）
 - エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
- ア 完了届（様式2）
 - イ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

9 事業実施に当たっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとし、打合せた記録は業務打合せ簿（任意様式）に記録の上福島県まで提出すること。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

10 その他留意事項

(1) 成果品の著作権等の取り扱い

ア 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて福島県に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

イ 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(2) 個人情報の取り扱い

ア 本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないように、その保護について十分な注意を払うこと。

(3) 秘密の保持

ア 本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(4) その他

ア 業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な打ち合わせを行い、その決定に従うこと。

イ 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。

ウ 本仕様書に明示無き事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

エ 但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(以上)